

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成三十一年一月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年十二月六日奈良県指令中土第五一―九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年十二月十九日中土第七〇―一五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市土橋町一九〇番一及び一九〇番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市朱雀三丁目一―七

株式会社楓工務店 代表取締役 田尻忠義

一 許可番号

平成三十年七月二十日奈良県指令中土第五一―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年十二月二十八日中土第七〇―一六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市十市町八三九番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市十市町一〇〇二番地

浅野宏史